

仕様書

本仕様書は、那覇市長(以下「委託者」という。)と受託者との間に締結する契約の業務の仕様について定めたものである。

1. 件名：那覇市役所本庁舎自家用電気工作物用燃料（A重油）単価契約

2. 履行期間：契約締結日～令和8年3月31日

3. 履行場所：那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1丁目1番1号）

4. 対象設備

- ・地下タンク （容量：12,000L） 1槽
- ・サービスタンク （容量：1,950L） 1槽

※別紙1、2図面を参照。

5. 調達燃油

- ・燃料名：A重油

6. 目的

本業務は、那覇市役所本庁舎における自家用電気工作物の地下タンク及びサービスタンクの経年劣化した燃料（A重油）の入替を行い、当設備の機能を維持することを目的とする。

7. 業務内容

（1）業務内容は次のとおりとする。

地下タンク及びサービスタンクの燃料給油

（2）業務は、次により実施するものとする。

ア 受託者は、委託された燃料を許可された車両で適正に運搬し、給油すること。

イ 受託者は、運搬及び給油業務を行う際、担当職員と十分調整を行い、委託者の業務に支障をきたさないこと。

ウ 運搬車駐車スペース、給油口ユニットボックス及びオイルタンクのマンホールの場所については【別表1】のとおりとする。

エ 業務の実施にあたっては、受託者は諸法令・法規を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。

オ 燃料の運搬業務の際「道路占有許可」「道路使用許可」が必要な場合は、受託者で申請すること。運搬車両は、委託業務実施中であっても、他の車両等の通行を妨害する場所に駐車してはならない。

カ 燃料を給油する作業は迅速に行い、建物の損傷及び騒音等に留意すること。

キ 燃料の運搬及び給油業務中においては燃料の飛散及び漏洩を防止すること。

ク 業務実施の際に必要な機材工具は、受託者が用意するものとする。

8. 資格等

作業にあたっては、次の資格等を有すること。

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

9. 届出等

業務上必要な届出、手続等は速やかに行い、その費用は全て受託者の負担とする。

10. 提出書類

- (1) 受託者は、作業終了後、作業状況等を撮影した写真を付した作業報告書を 1 部提出し、委託者の承認を得ることとする。
- (2) その他委託者が指示するものを提出することとする。

11. 法令の遵守、適用法令等

- (1) 本業務の遂行にあたっては、必要な法令・規格に基づくものとし、その他、消防法、関係法令に従って施工するものとする。
- (2) 受託者は、那覇市公契約条例第 5 条に基づき、同条例の基本理念（公契約の適正な履行、適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展等）が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策への協力を行うこと。
- (3) 受託者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いがないようにすること。

12. 受託者の責任

受託者は、賠償責任保険等適切な保険に加入し、万一、次の各項の事故が生じたときは、受託者の責任において処理すること。

- (1) 第三者、来訪者、委託者の職員及びその関係者、受託者の作業員の人身事故。
- (2) 作業車両等によるすべての車両事故。
- (3) 履行場所の敷地内通路の縁石、植栽及び建物とこれに付随する設備に損害を与える事故。
- (4) その他、受託者の管理責任に帰する事故。

13. 環境配慮

燃料の使用削減等車両の適正運行を図ることで環境への配慮を推進するため、次の（１）～（６）に十分留意した上で運搬業務にあたること。

- (1) 空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキを止め、適切な車間距離をとること。
- (2) 経済速度で走行すること。
- (3) タイヤの空気圧を適正にすること。
- (4) アイドリングストップを実施すること。

- (5) 排出ガス等を抑制するために適正な車両整備に努めること。
- (6) 効率的なコースを運行するよう努めること。

14. その他

- (1) 作業は、原則、土曜日、日曜日又は祝日とする。ただし、やむを得ない事情が発生した場合には双方協議の上で、日程を確定させ、施工にあたること。

※燃料の残油抜取・タンク洗浄施工後、速やかに給油実施を予定しています。

現時点での施工予定日：1月31日(土) 予備日：2月7日(土)

タンク洗浄後の午後5時頃に給油実施予定ですが、時間が前後する場合がございます。

- (2) 契約については単価契約（1リットル）とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定することとする。

【別表 1】

那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 - 1 - 1）

